

避難所等でのペット受け入れの考え方

【受け入れ可能なペット】

原則として、**家庭で飼育されている、犬、猫、小動物（うさぎ、小鳥、ハムスター、小型は虫類など）**です。



受け入れできない動物（例）

・特定動物（法律に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加える動物として定められている動物で、ライオンやクマ、大型のは虫類などが指定されています）



- ・ペットショップなどで販売、保管されている犬猫など
 - ・上記以外でも、人に危害を加える可能性がある、特別な設備が必要な動物など、避難所運営者が受け入れ困難と判断した動物
- ※上記の動物は、平時から受け入れ先を定めておくことが重要です。

盲導犬、聴導犬、介助犬の取り扱い

法律により、公共的施設での同伴を認められています。避難所等でも身体障害者との同居が原則です。なお、他の避難者がアレルギー症状を引き起こす可能性がある場合は、別途配慮が必要となります。



ペット飼育は飼い主の責任

避難所では、他の避難者への配慮やペットのストレス軽減など、飼い主の責任でペットの世話をすることが原則ですが、ペットの飼い主同士が協力することが重要です。（ペットの家族会の結成が望ましい）



ペットの一時飼育スペースと居住スペースは分離

ペットの飼育スペースは**原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットは同室で過ごさせません**。避難所には、動物が苦手な人、アレルギーのある人、不用意に手を出す幼児がいます。散歩などの場合を除いて、ペットを飼育スペース外に連れ出すことはできません。



避難所等での飼育ルールの遵守

他の避難者に配慮し、避難所のルールを守って飼育してください。必要に応じて避難所運営者と協議し、ルールの見直しを行ってください。事故やトラブルが起きた場合は、当事者同士で解決してください。

公益社団法人 神戸市獣医師会監修 災害時に役立つしつけとその方法

- 🐾 「おすわり」「ふせ」「まで」「おいで」などを教えておく
普段から基本的なしつけを教えておきましょう。
- 🐾 不必要に吠えない（鳴かない）ようにしておく
吠える原因と対策を考えておきましょう。しつけの専門家や獣医師に相談するのも有効です。
- 🐾 ペットの体をどこでも触れるようにしておく
災害時の健康チェックや応急処置などの際に重要となります。
- 🐾 キャリーバッグやケージに慣らしておく
日頃から扉を開けた状態で部屋に置いておき「安心できる場所」にしておきましょう。
- 🐾 他の人や動物に慣らしておく
誰とでも平常心でいられることを目指しましょう。
- 🐾 様々な音や物に慣らしておく
日頃からさまざまな環境を無理なく体験させておきましょう。



ペットのしつけ

同行避難とは…

「同行避難」とは、災害時に飼い主がペットを同行して避難所等まで避難することを指し、避難所等で飼い主とペットが同じスペースで過ごすことではありません。避難所等には、動物アレルギーのある人、動物が苦手な人、動物に不用意に手を出す幼い子どもがいることから、神戸市の避難所等では、原則、人の居住スペースと分けて運用し、飼い主とペットが同室で過ごすことはできません。



お問合せ先

ペットの取扱いについて → 健康局環境衛生課 TEL: 078-322-5264
避難所の運営について → 危機管理室 TEL: 078-322-5171
ペット同行避難の受け入れ体制について → 各区役所の地域協働課

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 東灘区役所 078-841-4131 | 灘区役所 078-843-7001 |
| 中央区役所 078-335-7511 | 兵庫区役所 078-511-2111 |
| 北区役所 078-593-1111 | 北神区役所 078-981-5371 |
| 長田区役所 078-731-4341 | 須磨区役所 078-731-4341 |
| 垂水区役所 078-708-5151 | 西区役所 078-940-9501 |



災害時のペットの避難ガイドライン

概要版



神戸市

ペットの飼い主としての心構え

【ペットの所有者の明示】



【マイクロチップ】※2



【鑑札】※1



【注射済票】※1

犬のみ必要

その他明示方法

- ・迷子札(飼い主の名前・連絡先等を記載)
- ・首輪(裏に飼い主の名前・連絡先等を記載)
- ・足(脚)環、耳輪等



マイクロチップについて

- ※1 飼い犬への鑑札・注射済票の装着は、法律上の義務です。
- ※2 マイクロチップの詳細は右の二次元コードからご確認ください。

【ペットの健康管理としつけ】

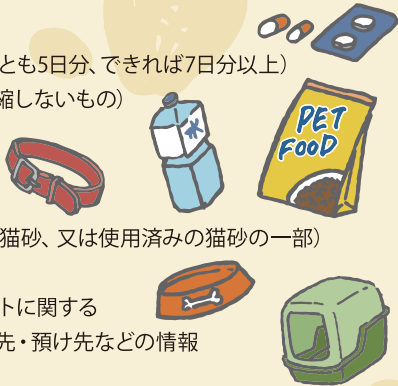
- 🐾 健康管理をしておく
- 🐾 不妊・去勢手術をしておく
- 🐾 ペットの写真を平时に撮影しておく
- 🐾 普段からのペットのしつけ



【動物用避難用品の確保】

ペット用の備蓄品の例

- ・療法食、薬
- ・ペットフード、水(少なくとも5日分、できれば7日以上)
- ・予備の首輪、リード(伸縮しないもの)
- ・ペットシーツ
- ・排泄物の処理用具
- ・トイレ用品
(猫の場合は使い慣れた猫砂、又は使用済みの猫砂の一部)
- ・食器
- ・飼い主の連絡先と、ペットに関する
飼い主以外の緊急連絡先・預け先などの情報
- ・ペットの写真
(印刷するとともに、スマートフォンなどに画像を保存しておく)
- ・ワクチン接種状況、既往歴、投薬中の薬情報、検査結果、健康状態、
かかりつけの動物病院などの情報



ペットを避難させるために必要な避難用品の例

- ・首輪とリード
- ・犬用靴下やバンテージ
- ・キャリーバッグやケージ (犬を歩かせて避難させる場合)
(屋根や扉のついたもの)

その他、準備しておくことが望ましいもの

- ・タオル、ブラシ
- ・ウェットタオルや洗浄綿(目や耳の掃除など)
- ・ビニール袋(排泄物の処理など)
- ・お気に入りのおもちゃなど、その動物のにおいがついた用品
- ・洗濯ネット(猫の場合、屋外診療や保護の際に有用です)
- ・ガムテープやサインペン
(ケージの補修やハウス作り、動物情報の掲示など)



【同行避難可能な避難所等の情報収集】

災害時に備え、あらかじめ市HPで、ペットの同行避難が可能な避難所を確認し、所要時間や危険な場所、通れない場合に備えた複数のルートを確認しましょう。



避難所の情報

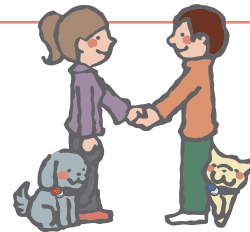
【ペットの一時預け先の確保】

避難所以外にも、親戚や友人、動物病院、ペットホテルなど、複数の一時預け先を確保しましょう。中でも大型の動物や危険な動物などは専用の飼育施設が必要なので、特に準備が必要です。



【飼い主同士の協力体制】

災害対策の会合や防災活動に参加し、ペットを連れて避難する方法を家族や地域住民と話し合みましょう。普段から近隣住民と良好な関係を築き、万が一の時はお互いに助け合えるようにしましょう。



🐾 ペットと同行避難する前に確認

CHECK!

- ✓ ペットに鑑札や迷子札などが付いた首輪を装着しているか
- ✓ ペットの大きさに合わせたキャリーバッグやケージに入れたか
- ✓ ペット用備蓄品を入れた袋を持ったか

災害時に必要なこと

【飼い主の安全確保・状況確認】

災害時は、自身の安全を確保してからペットの安全を確保してください。災害時はペットがパニックを起こすことがあります。逃走やケガに注意し、リードやケージなどを使ってペットの安全に配慮してください。災害状況は、ラジオやテレビ、行政のHPから正確な情報を積極的に取得してください。

【避難先・避難方法の判断】

自宅や地域の状況を確認し、避難するか否かを判断してください。自宅が危険な場合、自身の安全が確保できる範囲でペットを連れて避難してください。車中での飼育など、一時預け先へ避難する場合は温度や湿度に注意して、熱中症などを防ぎましょう。

【ペットとの同行避難】

避難所に避難する場合はペットと同行避難してください。災害時にペットと離れている場合は状況により、ペットが避難できるかを判断してください。

【ペットの一時飼育スペースの設営への協力】

ペットの飼い主は避難所運営者と協力し、避難所にある物品でペットの一時飼育スペースを設営してください。また、必要に応じて壁や床をブルーシートなどで覆い、施設が汚れないよう対策しましょう。

【ペット同行避難者の受付への協力】

ペットの飼い主同士で協力し合いながら、ペットの同行避難者の受付や誘導を行ってください。

【避難所等でのペットの一時飼育】

飼い主全員で協力し、周囲に配慮しながら飼育ルールを守った適正な飼育をしましょう。退所する際は、一時飼育スペースとその周辺の清掃を行ってください。



【ペット同行避難者によるペットの家族会の結成】

飼い主同士でペットの家族会を結成することが望ましいです。家族会は、同行避難者の受付、飼育スペースの維持管理、ペット救済物資の搬入や仕分けを行います。また代表者を決め、避難所運営者との調整や、家族会の意見の集約、飼育ルールの周知を行います。※ペットの世話は、**飼い主が責任を持って**行ってください。